軽自動車のナツバー交付・廃車について

【町ナンバーの交付には、販売証明書または譲渡証明書が必要です。】

バイクや農耕車を購入したときは販売元から販売証明書を、譲り受けたときは譲渡人から譲渡証明書をもらってください。上記の証明書がない場合は、町ナンバーの交付はできませんのでご注意ください。

▶町ナンバー=125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕作業用車等:テーラー、トラクター、コンバイン、フォークリフト等)、ミニカー

【乗らない軽自動車の廃車届は3月末日までに】

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。現在使用していない軽四輪、バイク、農耕車などを所有している方は、3月末日までに廃車手続きをしてください。なお、業者などに頼んで廃車した場合は、手続きが完了しているか確認してください。3月末までに完了していないと、平成27年度も課税になります。また、住所・氏名が変わった場合も同様に手続きをしてください。

【改造による車種変更について】

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ(ダウン)があった場合や車両種別が変更になる場合については、登録申請をしていただく必要があります。ただし、改造による新ナンバーの交付は税額の区分が変更になったことによるもので、改造について走行性、安全性について町が保障するものではなく、国土交通省で定める型式認定番号から外れますのでご注意ください。

車種	手続き・問い合わせ先	必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕車等) ミニカー	上三川町役場 住民生活課総合窓□係 ☎ 56 9125	取 · 印鑑 得 ・販売証明書または譲渡証明書
		廃 ・印鑑 ・標識交付証明書 ・ナンバー (紛失の場合は、弁償金200円がかかります)
軽自動車 (三輪、四輪)	軽自動車検査協会栃木事務所 宇都宮市西川田本町1-2-37 ☎ 050(3816)3107	左記、軽自動車検査協会栃木事務所へ お問い合わせください
125cc超のバイク	関東運輸局栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-18	左記、関東運輸局栃木運輸支局へお問い合わせください

········· 手続きに必要なもの ······

- (1)専門業者に頼んだ場合…印鑑、業者の作成した改造証明書、ナンバープレート
- (2)自分で改造した場合…印鑑、原動機付自転車改造申告書、改造の際に使用した部品の領収書(ミニカーに改造した場合は、後輪の左右のタイヤ間の長さが分かる写真)、ナンバープレート
- ※原動機付自転車改造申告書は、役場税務課窓口で受け取れます。また、町ホームページからもダウンロードできます。

▶問い合わせ先=税務課 納税係 ☎ 56 9121